

# 第44回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年6月23日（木曜日）午前10時

## 開催場所

東京都中央区銀座六丁目14番10号  
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル  
2階「桜の間」

## CONTENTS

|                   |    |
|-------------------|----|
| ■ 第44回定時株主総会招集ご通知 | 1  |
| ■ 事業報告            | 6  |
| ■ 計算書類            | 26 |
| ■ 監査報告書           | 29 |
| ■ 株主総会参考書類        | 33 |



IX Knowledge Inc.

アイエックス・ナレッジ株式会社

証券コード：9753

証券コード 9753  
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目22番23号  
**アイエックス・ナレッジ株式会社**  
代表取締役社長 安藤文男

## 第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染の流行につきましては、依然として予断を許さない状況が続いております。この状況を受け慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

**株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁のご案内に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時  
【ご案内】受付開始時刻は午前9時15分とさせていただきます。

**2. 場 所** 東京都中央区銀座六丁目14番10号  
コートヤード・マリオット銀座東武ホテル 2階「桜の間」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

**3. 目的事項  
報告事項** 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 監査役3名選任の件  
**第4号議案** 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人によるご出席の場合は、当社定款第18条の定めるところにより、議決権を有する他の株主様1名に委任していただくことが必要となります。なお、代理権を証明する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日、当社の係員は「COOL BIZ（クールビズ）」スタイルにて対応させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ikic.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  - ◎次に掲げる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ikic.co.jp>）に掲載させていただきます。ご出席の際には、あらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。
    - (1) 新型コロナウイルス流行の状況変化その他の不測の事態が発生したことにより、やむを得ず開催時間や開催場所を変更する等、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合
    - (2) 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合
  - ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

### ■ 事前に議決権を行使いただく場合



#### 書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2022年6月22日（水曜日）午後5時45分必着



#### インターネットによる議決権行使

4頁から5頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2022年6月22日（水曜日）午後5時45分まで

スマートフォンでの議決権行使は4頁の「QRコードを読み取る方法」をご確認ください。

### ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2022年6月23日（木曜日）午前10時

### ❗ ご注意事項

※株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。

ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



## インターネットによる議決権行使のご案内 QRコードを読み取る方法

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

**議決権行使期限** 2022年6月22日（水曜日）午後5時45分まで

❗ 下記方法での議決権行使は1回に限りです。

### 1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）

議決権行使書副票 (右側) の QRコードを読み取る。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

議決権行使方法の選択画面

- 確認画面へ
- 賛否行使画面へ
- 賛否行使完了へ
- 議決権行使完了へ

### 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。

議決権行使サイト  
〇〇〇株式会社

議案別賛否入力

新 ○ 取締役株主組合  
開催日 0000/00/00日  
株主番号 00000000  
印字で本票印刷時の際 ○ 無

以下の議案について賛否をご入力ください。

会社提案

議案  
〇〇〇の件

賛成 反対

画面の案内に従って行使完了です

二回目以降のログインの際は…  
次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。



## インターネットによる議決権行使のご案内 ログインID・仮パスワードを入力する方法

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



議決権行使期限 2022年6月22日（水曜日）午後5時45分まで

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

「次の画面へ」をクリック

### 3. パスワードの入力

「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力し、「送信」をクリック

### 2. ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

システム等に関する  
お問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行（株）証券代行部 ☎ 0120-173-027（通話料無料）  
受付時間：午前9時から午後9時まで

## (提供書面)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、ワクチン接種の進展等により、個人消費の持ち直しや企業活動の正常化、さらには景気の回復が期待されております。一方で、新たな変異株の感染拡大やウクライナ情勢等の経済への影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

国内の情報サービス市場におきましては、コロナ禍でデジタル化（DX）による企業のビジネス変革が加速し、それを支えるIT需要が堅調に推移しました。しかしながら、経済活動の不透明感が今後も長期化する場合には、企業のIT投資への影響を注視していく必要があります。

このような環境において当社は、「中核事業の拡大」「次期成長事業の創出」「事業基盤の強化」を中期経営方針として策定した3ヶ年の中期経営計画の下、営業体制の強化や開発体制の整備、案件対応力の強化、加速するDXへの対応を進めてまいりました。営業体制においては、より機動性を重視した組織体制へと移行し、既存顧客の深耕と新規顧客の獲得に注力しました。また、DXの進展により今後さらなる需要が見込まれるクラウド化への対応として、クラウドネイティブな人材の育成とクラウド事業の積極展開に取り組むとともに、DXシフトに取り組むお客様のニーズに対応した技術・サービスの開発や大手SI企業とのデジタル先端技術を活用したプラットフォームサービス事業への取り組みなど、新たな成長事業の創出に注力しております。同時に、新型コロナウイルス感染症への対策を怠ることなく、関係者の安全・安心を最優先として事業を推進してまいりました。

当事業年度の売上高は、185億4千1百万円（前年同期比7.2%増）となりました。利益面では、売上高の増加に加え、適正な原価管理による原価率の低減、さらに、働き方改革や社内デジタル化への継続的な取り組みによる販管費の抑制が寄与し、営業利益11億4千9百万円（前年同期比32.3%増）、経常利益12億3千3百万円（同33.6%増）、当期純利益8億4千8百万円（同34.6%増）となりました。

当事業年度における品目別の状況は次のとおりであります。

コンサルティング及びシステムインテグレーションサービスでは、大手通信事業者におけるシステム開発案件やシステム検証案件に加えて、資産運用事業者におけるシステム開発案件が拡大し、当サービスの売上高は147億9百万円（前年同期比5.8%増）となりました。

システムマネージメントサービスでは、大手ベンダー経由の社会・公共サービス系システム運用案件や基盤・環境構築案件の拡大により、売上高は37億6千5百万円（前年同期比11.6%増）となりました。

商品販売（ソフトウェア・プロダクト、コンピュータ及び関連機器消耗品の販売）の売上高につきましては6千6百万円（前年同期比270.9%増）となりました。

## 品目別売上高

| 品 目                             | 第 43 期<br>(2021年3月期) |            | 第 44 期<br>(2022年3月期) |            |
|---------------------------------|----------------------|------------|----------------------|------------|
|                                 | 売 上 高<br>千円          | 構 成 比<br>% | 売 上 高<br>千円          | 構 成 比<br>% |
| コンサルティング及びシステム<br>インテグレーションサービス | 13,898,233           | 80.4       | 14,709,997           | 79.3       |
| システムマネージメントサービス                 | 3,373,242            | 19.5       | 3,765,207            | 20.3       |
| 商 品                             | 18,002               | 0.1        | 66,763               | 0.4        |
| 合 計                             | 17,289,478           | 100.0      | 18,541,969           | 100.0      |

### ②設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は6千9百万円であります。その主な内容は、自社利用のソフトウェア5千万円、本社設備等の購入3百万円であります。

### ③資金調達の状況

当事業年度における所要資金は、自己資金及び借入金によって賄い、募集株式の発行等又は社債の発行による資金調達は行っておりません。

なお、借入金については、当事業年度中に金融機関から長期借入金2億円を調達しております。



## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第 41 期<br>(2019年3月期) | 第 42 期<br>(2020年3月期) | 第 43 期<br>(2021年3月期) | 第 44 期<br>(2022年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 17,761,736           | 17,456,323           | 17,289,478           | 18,541,969           |
| 経 常 利 益 (千円)   | 879,701              | 827,430              | 923,153              | 1,233,256            |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 586,301              | 540,984              | 630,467              | 848,908              |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 58.52                | 54.31                | 63.30                | 85.78                |
| 総 資 産 (千円)     | 9,744,317            | 9,757,872            | 10,649,242           | 11,209,924           |
| 純 資 産 (千円)     | 4,651,018            | 4,945,349            | 5,555,380            | 6,266,096            |

- (注) 1. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

### ①親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

### ②重要な子会社の状況

当社には該当する子会社はありません。

### ③重要な関連会社の状況

| 会 社 名              | 資 本 金        | 議決権比率     | 主 要 な 事 業 内 容                       |
|--------------------|--------------|-----------|-------------------------------------|
| H I S ホールディングス株式会社 | 千円<br>95,000 | %<br>20.0 | 情報システムに関するコンサルティング及びソフトウェアの開発・販売・保守 |

### ④重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

### ⑤事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には該当する特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

一般のコロナ禍で加速したデジタル化（DX）による企業のビジネス変革の動きは今後も継続し、それを支えるIT需要は堅調に推移すると見込まれます。一方で、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢等の経済への影響も懸念され、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。そうした不透明感が長期化する場合には、企業のIT投資への影響を注視していく必要があります。

このような状況において当社は、「しっかりとしたモノ（システム）づくりと高品質なサービスの提供」により、「すべてのステークホルダーから選ばれる企業」をビジョンに掲げ、「中核事業の拡大」「次期成長事業の創出」「事業基盤の強化」の3本の柱からなる「中期経営方針」のもと策定した中期経営計画を達成すべく、事業を推進してまいります。

##### ①中核事業の拡大

当社の強みは、産業・サービス、社会・公共、情報・通信、金融・証券の4つの分野において、長年にわたり事業活動で培ってきた業務知識及び顧客の要望を実現する技術力、そして、それらの強みと社員一人ひとりの人間力が結びつくことでお客様から勝ち得た信頼です。「顧客の課題解決・企業価値向上をどのように実現するか」という本質を押さえたうえで、これらの強みを伸ばし、中核事業である一貫したシステムインテグレーションサービスの受注拡大に向けて迅速かつ的確に経営資源を集中し、お客様やパートナー企業との共創を進めることで、収益基盤の強化を図ってまいります。具体的には、お客様の既存システムへの対応とともに、今後さらに加速する「DX」への対応が重要と考えております。当社事業における「DX」の最優先課題をクラウドネイティブ人材の育成と定め、クラウドネイティブな開発に対応できる体制を構築することで、お客様のDXシフトを支援し、お客様のビジネス成長に貢献すると同時に、クラウド事業の拡大に取り組んでまいります。

##### ②次期成長事業の創出

当社は、お客様やパートナー企業との共創や他社の技術・サービスを活用したオープンイノベーションに取り組み、お客様が推進するDXへの対応力を強化してまいります。また、クラウドを中心にブロックチェーン、AI、IoTといったデジタル先端技術活用の取り組みを継続するとともに、それらを活用した次期成長事業の創出を推進してまいります。

### ③事業基盤の強化

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として見通せない状況にある中、当社は、引き続き、事業の継続性を見据えた積極的な投資を行い、事業基盤の強化に取り組んでまいります。具体的には、すべての従業員がいきいきと活躍することができるよう、コロナ禍で加速した「働き方改革」を継続するとともに、それを支える社内デジタル基盤の強化を推進してまいります。さらに、女性活躍の推進やキャリア形成の促進、健康に配慮した経営の追求などの施策を実施してまいります。

また、多様化するお客様ニーズに対応し、教育面・採用面の人材投資を進めてまいります。特に、プロジェクトマネージャーやクラウドネイティブな人材の育成・獲得に注力し、パートナー企業との共創や連携と合わせて案件対応力の強化を図ってまいります。同時に、継続的な新卒採用、積極的な中途採用により、人材の確保にも努めてまいります。

さらに、「中期経営方針」の3本の柱に加え、「平和と公正な社会」「すべての人が生き生きと活躍できる社会」「豊かで持続可能な社会」という3つの社会の実現に貢献すべく掲げた「IKIのSDGs宣言」の下、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

これらの課題を解決していくことで、コロナ禍がもたらした急激な社会変化に対応し、顧客や社会に対する高付加価値サービスの提供へと繋げてまいります。また、すべてのステークホルダーから高い信頼を獲得し、当社のブランド力、企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様には、なお一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、情報サービス事業を行っており、その内容は次のとおりであります。

- ①コンサルティング及びシステムインテグレーションサービス
  - ・情報システム構築に関するコンサルティングサービス
  - ・政策立案、意思決定に資する調査研究
  - ・システム開発 (システム化要件分析、概念設計、基本設計、詳細設計、プログラム開発)
  - ・システム検証サービス
  - ・システムのテスト・導入教育・保守
- ②システムマネージメントサービス
  - ・システムの運用・管理サービス
  - ・総合システム運用管理ツール技術支援サービス
  - ・システム基盤構築サービス
  - ・システムサポートセンターサービス
- ③商品販売
  - ・ソフトウェア・プロダクトの販売
  - ・コンピュータ及び関連機器消耗品の販売

## (6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

- ・ 本社 (東京都港区)
- ・ 新潟事業所 (新潟市中央区)
- ・ 関西事業所 (大阪市中央区)

### ② 重要な子会社

当社には該当する子会社はありません。

### ③ 重要な関連会社

H I S ホールディングス株式会社

- ・ 本社 (札幌市中央区)
- ・ 東京支店 (東京都品川区)

## (7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,232名 | 1名増       | 39.2歳 | 14.9年  |

(注) 従業員数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であります。なお、退職者、嘱託社員、契約社員は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先         | 借入金残高     |
|-------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 230,000千円 |

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 50,000,000株
- ②発行済株式の総数 11,200,000株
- ③株主数 4,035名 (前事業年度末比144名減)
- ④発行済株式の総数に対する株式保有割合の高い上位10名の株主

| 株 主 名                       | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|---------|---------|
| 安 藤 文 男                     | 1,515千株 | 15.40%  |
| I K I 持 株 会                 | 900千株   | 9.15%   |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行       | 214千株   | 2.18%   |
| 株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行         | 203千株   | 2.07%   |
| 有 限 会 社 エ ム ・ ビ ・ エ ス       | 200千株   | 2.03%   |
| 三井倉庫ホールディングス株式会社            | 200千株   | 2.03%   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 189千株   | 1.93%   |
| 春 日 正 好                     | 100千株   | 1.02%   |
| 塚 田 克 巳                     | 94千株    | 0.96%   |
| 光 通 信 株 式 会 社               | 84千株    | 0.86%   |

(注) 1. 当社は、自己株式 (1,361,731株) を保有しておりますが、上記株主からは除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### ①取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況   |
|-----------|---------|--|
| 代表取締役社長   | 安 藤 文 男 |  |
| 代表取締役副社長  | 林 三 樹 雄 |  |
| 取 締 役     | 犬 飼 博 文 | 事業部門・営業部門担当<br>H I S ホールディングス株式会社社外取締役   |
| 取 締 役     | 中 谷 彰 宏 | 管理部門担当   |
| 取 締 役     | 佐 藤 孝 夫 | 公認会計士<br>株式会社NHK出版社外監査役<br>一般財団法人NHKインターナショナル監事<br>学校法人筑波学院大学監事<br>三菱倉庫株式会社社外監査役 |
| 取 締 役     | 黒 木 彰 子 | 株式会社シーボン社外取締役  |
| 取 締 役     | 佐 藤 未 央 | 弁護士<br>株式会社イーゲル社外取締役<br>K I Y O ラーニング株式会社社外監査役<br>株式会社C L U E 社外監査役              |
| 常 勤 監 査 役 | 清 水 寛   |  |
| 常 勤 監 査 役 | 豊 田 一 馬 |  |
| 監 査 役     | 石 黒 義 昭 |  |
| 監 査 役     | 池 島 晃   | 一般社団法人経営パートナーズ・イースト東京代表理事  |
| 監 査 役     | 藤 康 範   | 株式会社小野測器社外監査役  |

- (注) 1. 2021年6月24日開催の第43回定時株主総会において、佐藤未央氏が取締役に、藤 康範氏が監査役に選任され、就任いたしました。
2. 2021年6月24日開催の第43回定時株主総会の終結の時をもって、取締役宮南 研氏及び本渡 章氏並びに監査役田村弘昭氏が任期満了により退任いたしました。
3. 取締役佐藤孝夫氏、黒木彰子氏及び佐藤未央氏は、社外取締役であります。
4. 監査役石黒義昭氏、池島 晃氏及び藤 康範氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、取締役黒木彰子氏、取締役佐藤未央氏、監査役石黒義昭氏、監査役池島 晃氏及び監査役藤康範氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役佐藤孝夫氏は、2022年6月30日をもって株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たすことから、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## ②執行役員の状況（2022年3月31日現在）

| 地 位         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況      |
|-------------|---------|-------------------|
| 常 務 執 行 役 員 | 犬 飼 博 文 |                   |
| 執 行 役 員     | 中 谷 彰 宏 | 経営企画本部長           |
| 執 行 役 員     | 石 井 嘉 範 | 経営企画本部副本部長兼経営管理部長 |
| 執 行 役 員     | 市 川 美 徳 | 第1事業統括本部長         |
| 執 行 役 員     | 桑 原 高 志 | 第2事業統括本部長兼DX推進室長  |
| 執 行 役 員     | 坂 本 浩   | 営業本部長             |

(注) 当社は、会社の業務の執行とこれに対する監督とを分離し、経営の効率性及び透明性を確保するため、2011年4月1日から執行役員制度を導入しております。

### ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### ④取締役及び監査役の報酬等の総額

#### イ. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬等については、透明性・客観性を高めることを目的に、社外取締役を中心とした、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会を2020年10月23日に設置しております。また、2022年4月1日には指名報酬委員会を設置しております。

役員のうち取締役の報酬については、役位別の定額による月額報酬である基本報酬（固定報酬）及び当社の各事業年度に係る業績等を勘案のうえ決定する年次賞与（業績連動報酬）から構成する旨定める内規を作成しており（最終改定2021年2月15日）、ガバナンス委員会に取締役の報酬決定方針について諮問を行い、その答申をもって2021年2月15日に取締役会決議を行っております。

なお、社外取締役の報酬については、基本報酬のみをもって構成するものとしております。

・報酬支給基準は、以下のとおりであります。

<基本報酬支給基準>

a. 基本報酬は、株主総会で決議された総額（年額）の範囲内で支給する。

b. 各取締役への配分額は、取締役会において決議するものとし、その配分は、内規に定める基本報酬月額を基準とする。

<賞与支給基準>



- a. 賞与を支給することの可否は、次の要件を勘案して決定する。
- ・年間の配当金の支払状況。ただし、支給することのできる条件は、1株当たり年間配当金の額が期初の予定額以上であることとする。
  - ・経常利益又は当期純利益の額。ただし、支給することのできる条件は、賞与支給後の経常利益又は当期純利益のいずれか低い額が内部基準で定められた金額以上でありかつ次期以降の経営政策、経営環境等を勘案し相当と認められる内部留保を確保できることとする。
- b. 賞与を支給することとなった場合の基準額については、基本報酬月額のうち2か月分とする。ただし、aに定める各要件を勘案し、それぞれ支給額を増減することができ、その額については、取締役会において決議する。  
年次賞与は、基本報酬の年額との合算で、株主総会で決議された総額（年額）の範囲内で支給する。
- ロ. 業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び選定した理由  
取締役年次賞与につきましては、当事業年度の業績において、内規で定める指標がすべて支給基準値を上回っていることから、ガバナンス委員会の答申を踏まえ、内規に基づき取締役会の決議により支給を決定しております。  
この指標として、内規では年間の配当金支払状況、経常利益及び当期純利益を選定しており、その理由は取締役年次賞与の支給により株主への利益還元及び次期以降の経営政策の実施に必要な相当な内部留保の確保が阻害されることを防ぐためであります。当該指標の実績は以下のとおりです。

| 指標         | 2022年3月期    |
|------------|-------------|
| 1株当たり年間配当金 | 20円         |
| 経常利益       | 1,233,256千円 |
| 当期純利益      | 848,908千円   |

#### ハ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数

| 役員区分             | 報酬等の総額                | 報酬等の種類別の総額           |                 | 対象となる役員の数 |
|------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|-----------|
|                  |                       | 固定報酬                 | 業績連動報酬          |           |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 120,800千円<br>(18,000) | 98,400千円<br>(18,000) | 22,400千円<br>(-) | 9名<br>(4) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 25,200千円<br>(7,200)   | 25,200千円<br>(7,200)  | -千円<br>(-)      | 6名<br>(4) |
| 合計               | 146,000千円             | 123,600千円            | 22,400千円        | 15名       |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額については、2002年6月27日開催の第24回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議されており、当該決議時の取締役の員数は17名であります。
2. 監査役の報酬限度額については、1999年7月30日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。なお、当該決議時の監査役の員数は4名であります。

3. 監査役の報酬については、常勤監査役・非常勤監査役の区別に従い、監査役の協議のうえ監査役会の決議にて報酬を決定しております。
  4. 取締役の人数には、2021年6月24日開催の第43回定時株主総会の終結の時をもって退任した2名が含まれております。
  5. 監査役の人数には、2021年6月24日開催の第43回定時株主総会の終結の時をもって退任した1名が含まれております。
- 二. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役の個人別の報酬等の内容は、ガバナンス委員会で取締役会の決定内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重しており決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 監査役池島 晃氏は、一般社団法人経営パートナーズ・イースト東京代表理事であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 取締役佐藤孝夫氏は、株式会社NHK出版社外監査役、一般財団法人NHKインターナショナル監事、学校法人筑波学院大学監事、及び三菱倉庫株式会社社外監査役であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役黒木彰子氏は、株式会社シーボン社外取締役であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役佐藤未央氏は、株式会社イーゲル社外取締役、K I Y O ラーニング株式会社社外監査役、株式会社C L U E 社外監査役であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役藤 康範氏は、株式会社小野測器社外監査役であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。
- 二. 当事業年度における主な活動状況

|         | 取締役会出席状況         | 監査役会出席状況    | 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要   |
|---------|------------------|-------------|---|
| 取締役佐藤孝夫 | 94%<br>(15/16回)  | -%<br>(-/回) | 取締役会における活動に加え、ガバナンス委員会の委員長代行として、公認会計士としての専門知識や幅広い見解、豊富な実務経験を有しており、これらを活かした第三者の視点から、経営の妥当性も含め発言を行っているほか、ガバナンス委員会の答申内容の取り纏めを行うなど取締役会の意思決定及び取締役社長等の業務執行に対する広義の監督機能を果たしました。 |
| 取締役黒木彰子 | 100%<br>(16/16回) | -%<br>(-/回) | 取締役会における活動に加え、ガバナンス委員会の委員として、金融業界・情報サービス業界に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらを活かした第三者の視点から、経営の妥当性も含め発言を行っているほか、ガバナンス委員会の答申案骨子の審議を行うなど取締役会の意思決定及び取締役社長等の業務執行に対する広義の監督機能を果たしました。    |

|         | 取締役会出席状況         | 監査役会出席状況         | 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要   |
|---------|------------------|------------------|---|
| 取締役佐藤未央 | 100%<br>(12/12回) | -%<br>(-/回)      | 取締役会における活動に加え、ガバナンス委員会の委員として、弁護士としての専門的見地及び当社と関係の深いIT業界に対する経験と知識を有しており、これらを活かした第三者の視点から、経営の妥当性も含め発言を行っているほか、ガバナンス委員会の答申案骨子の審議を行うなど取締役会の意思決定及び取締役社長等の業務執行に対する広義の監督機能を果たしました。 |
| 監査役石黒義昭 | 100%<br>(16/16回) | 100%<br>(13/13回) | 会社経営についての豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらを活かした第三者の視点から、経営の妥当性も含め発言を行っております。  |
| 監査役池島晃  | 100%<br>(16/16回) | 100%<br>(13/13回) | 情報サービス業界に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらを活かした第三者の視点から、経営の妥当性も含め発言を行っております。   |
| 監査役藤康範  | 100%<br>(12/12回) | 100%<br>(10/10回) | 金融業界に関する豊富な経験及び会社経営により培われた深い知識・経験を有しており、これらを活かした第三者の視点から、経営の妥当性も含め発言を行っております。   |

- (注) 1. 取締役佐藤未央氏は、2021年6月24日就任以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
2. 監査役藤康範氏は、2021年6月24日就任以降に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ当社定款に定めた金額（社外取締役10百万円、社外監査役2百万円）又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度の監査に係る会計監査人の報酬等の額         | 29,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,500千円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度の監査に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」として、取締役会において以下のとおり決議しております。

### ①基本理念

当社グループ（当社及びその子会社からなる企業集団をいう。以下同じ。）は、コンプライアンス（法令遵守）の実践、適正なリスク管理体制の構築、経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスの透明性・有効性・効率性の確保並びに財務報告の適正性の確保を基本理念と定め、取締役社長を委員長とする内部統制推進委員会を設置し、以下に定める基本方針のもと、有効に機能する内部統制システムの整備に精力的に取り組むこととする。

### ②取締役及び執行役員（同等の職務の執行を委嘱された者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスを実現するため当社グループを対象とする企業行動基準を制定し、当社並びに子会社の取締役、執行役員及び使用人が法令、定款、社内規程並びに企業倫理を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
- ロ. 内部統制推進委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の構築及びイ. に定める企業行動基準の浸透について審議を行う。
- ハ. コンプライアンスに係る内部統制推進委員会の活動状況を取締役会及び監査役会に報告する。
- ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を絶つために、反社会的勢力の介入防止に関する規程等に基づき組織全体で毅然とした対応をとる。

### ③取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 文書及び情報の管理に関する規程に基づき、所管部門において取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な文書及び情報（議事録、決裁関係書類、契約書、会計・税務関係書類等）の適切な管理を行う。
- ロ. 取締役及び監査役から閲覧の要求があった場合は、イ. の文書及び情報を速やかに提出するものとする。
- ハ. 文書及び情報の管理に関する規程において、文書及び情報の保存期間を定める。

#### ④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 事業上発生する損失の危険（以下「リスク」という。）に備えるため、リスク管理に関する規程を制定する。
  - ロ. 内部統制推進委員会は、リスク管理に関する規程に基づき、当社グループにおけるリスク管理システムの整備、リスクの未然・再発防止のための措置等について審議する。
  - ハ. リスクに基づく損失の危機が発生した場合は、危機管理に関する規程に基づき、直ちに対策本部を設置し対応にあたる。また、その対応状況を取締役に報告する。
- 二. 取締役会及び監査役は、リスク管理の運用状況について監視し、必要に応じて指示を行う。

#### ⑤取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役が取締役会の構成員として有する業務執行者への監視監督権限を充実・強化し、経営の効率性及び透明性を確保するため、取締役から業務執行権限を分離し、これを執行役員に委譲する。執行役員は、取締役会において決定した経営方針に基づき会社の業務を執行する。
  - ロ. 機動的かつ迅速な業務執行を実現するため、法令上取締役会が決議すべき事項以外の業務執行に関するものについては、できる限り代表取締役及び執行役員による決定に委ねる。
  - ハ. 経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスについて組織関連規程（組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等）を整備するとともに、これに基づく社内業務フローを定め運用する。また、これらについては牽制面、効率面の観点から随時必要な見直しを行う。
- 二. 取締役、執行役員及び部門長により構成する定期的な会議を開催し、業務執行に関する全社的又は個別的課題について、実務的な観点から協議する。

#### ⑥使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. ②イ. に定める企業行動基準の周知・徹底を図る。
- ロ. 内部統制推進委員会が策定するコンプライアンスに関する活動計画のもと、使用人へのコンプライアンス教育を実施する。
- ハ. 監査室は、各部門の日常的なコンプライアンス面での活動状況について、計画的な内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に報告する。是正・改善の必要があるときには、主管部門及び被監査部門は速やかにその対策を講じる。



二. コンプライアンスに係る社内報告制度を導入し、使用人が直接コンプライアンス担当の取締役その他当社グループの内部及び外部に設ける受付窓口に通報できる体制を形成する。コンプライアンス担当の取締役は、重要な通報については、その内容を取締役社長に報告するとともに、会社として適切な措置を講じなければならない。なお、いかなる場合においても通報を行ったことを理由として、当該通報を行った者に対して不利益となる取扱いを行わないものとする。

⑦財務報告の適正性を確保するための体制

- イ. 適正な財務報告を行うことが経営上重要な事項であることを認識させるため、財務報告に係る内部統制構築のための基本方針を定め、周知・徹底を図る。
- ロ. イ. の基本方針に基づき、取引の発生から会計システムを通じて財務諸表が作成される過程において、虚偽や誤りが生じる要因を洗い出し、これらが生じない内部統制システムを整備する。
- ハ. ロ. の内部統制システムの有効性を整備面及び運用面からそれぞれ評価し、不備が発見された場合は速やかにこれを是正するとともに、期末日の状況について適正な開示を行う。

⑧当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、当社グループ各社と連携し、グループ全体としての職務の適法性、企業の倫理性及び財務報告の信頼性を確保するため、関係会社に関する管理規程等に基づく適正な経営管理を行う。
- ロ. 当社グループ各社の事業運営、事務管理等に関する事項については、関係会社に関する管理規程等に基づき、適切な管理、指導又は支援を行う。
- ハ. 監査室は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告する。また、指摘事項については是正・改善状況を観察し、必要に応じて指導・助言を行う。

⑨監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名するものとする。



⑩監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. ⑨に定める使用人への指揮権は、補助すべき業務を遂行する間において監査役に委譲されたものとし、当該業務遂行中は取締役社長又は当該使用人の上位職位者の指揮命令を受けないものとする。
- ロ. ⑨に定める使用人の懲戒処分のうち、監査役補助業務を理由とする事項については、各監査役の事前の承認を得るものとする。

⑪当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、内部統制推進委員会、⑤二. に定める会議等の重要な会議に出席することができる。
- ロ. 監査役は、取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクのほか、経営上の重要課題等について報告を求め、意見交換を行うものとする。
- ハ. 取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに当該事項の報告を行う。
- ニ. 当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告を行うことができる体制を形成する。なお、いかなる場合においても報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益となる取扱いを行わないものとする。

⑫その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は、取締役社長等に対して、次の監査役監査の環境整備を含む諸事項について要請を行い、必要に応じて確認をとるものとする。
- イ. 監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解
  - ロ. 監査役職務遂行を補助する体制の整備に関する事項
  - ハ. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に対して報告すべき事項
  - ニ. 内部監査部門等との関係に関する事項
  - ホ. 内部統制システムの整備に関する事項
  - ヘ. 監査にかかる諸費用の予算化に関する事項
  - ト. その他、監査役の円滑な監査活動の保障に関する事項

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成し、監査役5名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行いたしました。

また当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的として2020年10月に「ガバナンス委員会」を設置し、取締役会からの諮問に応じ、取締役・執行役員制度及び取締役の報酬等に関する事項について審議し、答申を行いました。

さらに当社は、「内部統制推進委員会」を開催し、当事業年度における当該方針の運用状況を踏まえ、来期における当該方針の見直しの必要性について審議を行うとともに、内部統制推進委員会の下部委員会である「コンプライアンス・リスク管理委員会」、「情報処理委員会」、「情報セキュリティ委員会」及び「個人情報保護委員会」から当事業年度で審議した内容の報告を受け、その報告内容について審議を行いました。

内部監査室は、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定例監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催することにより監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握するとともに、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会、内部統制推進委員会及び経営会議等重要な会議に出席し、取締役・執行役員その他使用人と対話を行うとともに内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目        | 金額         | 科目            | 金額         |
|-----------|------------|---------------|------------|
| 資産の部      |            | 負債の部          |            |
| 流動資産      | 8,154,558  | 流動負債          | 2,941,743  |
| 現金及び預金    | 4,885,315  | 買掛金           | 805,333    |
| 受取手形      | 15,677     | 1年内返済予定の長期借入金 | 70,000     |
| 売掛金       | 3,004,516  | 未払金           | 336,569    |
| 契約資産      | 78,626     | 未払法人税等        | 303,291    |
| 商品及び製品    | 14,589     | 未払消費税等        | 249,360    |
| 前払費用      | 149,974    | 契約負債          | 30,909     |
| その他       | 10,084     | 預り金           | 65,894     |
| 貸倒引当金     | △4,225     | 賞与引当金         | 1,014,733  |
| 固定資産      | 3,055,365  | 役員賞与引当金       | 23,948     |
| 有形固定資産    | 222,208    | その他           | 41,702     |
| 建物        | 94,638     | 固定負債          | 2,002,085  |
| 構築物       | 0          | 長期借入金         | 160,000    |
| 車両運搬具     | 0          | 退職給付引当金       | 1,748,138  |
| 工具、器具及び備品 | 10,577     | 資産除去債務        | 64,146     |
| 土地        | 116,992    | 長期未払金         | 29,800     |
| 無形固定資産    | 124,572    | 負債合計          | 4,943,828  |
| ソフトウェア    | 115,882    | 純資産の部         |            |
| 電話加入権     | 8,689      | 株主資本          | 5,921,715  |
| 投資その他の資産  | 2,708,585  | 資本金           | 1,180,897  |
| 投資有価証券    | 1,479,182  | 資本剰余金         | 1,291,045  |
| 関係会社株式    | 43,000     | 資本準備金         | 295,224    |
| 差入保証金     | 226,890    | その他資本剰余金      | 995,821    |
| 繰延税金資産    | 931,707    | 利益剰余金         | 4,030,550  |
| その他       | 27,804     | その他利益剰余金      | 4,030,550  |
| 資産合計      | 11,209,924 | 繰越利益剰余金       | 4,030,550  |
|           |            | 自己株式          | △580,778   |
|           |            | 評価・換算差額等      | 344,380    |
|           |            | その他有価証券評価差額金  | 344,380    |
|           |            | 純資産合計         | 6,266,096  |
|           |            | 負債純資産合計       | 11,209,924 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科目           | 金額      |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 18,541,969 |
| 売上原価         |         | 14,978,327 |
| 売上総利益        |         | 3,563,641  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,413,866  |
| 営業利益         |         | 1,149,774  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息及び配当金    | 47,401  |            |
| 助成金収入        | 14,454  |            |
| 投資事業組合運用益    | 12,927  |            |
| 為替差益         | 5,412   |            |
| その他          | 5,642   | 85,838     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 273     |            |
| 支払手数料        | 1,044   |            |
| その他          | 1,039   | 2,357      |
| 経常利益         |         | 1,233,256  |
| 特別利益         |         |            |
| 固定資産売却益      | 36      |            |
| 投資有価証券売却益    | 51,940  | 51,976     |
| 特別損失         |         |            |
| 減損損失         | 8,462   |            |
| 会員権評価損       | 3,620   |            |
| 固定資産廃棄損      | 273     | 12,355     |
| 税引前当期純利益     |         | 1,272,877  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 418,508 |            |
| 法人税等調整額      | 5,459   | 423,968    |
| 当期純利益        |         | 848,908    |

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

|                             | 株 主 資 本   |           |                |              |                               |              |          |             |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|-------------------------------|--------------|----------|-------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                     |              | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
|                             |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
| 2021年4月1日 期首残高              | 1,180,897 | 295,224   | 995,821        | 1,291,045    | 3,275,312                     | 3,275,312    | △480,599 | 5,266,655   |
| 会計方針の変更による累積的影響額            |           |           |                |              | 55,732                        | 55,732       |          | 55,732      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高           | 1,180,897 | 295,224   | 995,821        | 1,291,045    | 3,331,044                     | 3,331,044    | △480,599 | 5,322,387   |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |                |              |                               |              |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |           |                |              | △149,402                      | △149,402     |          | △149,402    |
| 当 期 純 利 益                   |           |           |                |              | 848,908                       | 848,908      |          | 848,908     |
| 自 己 株 式 の 取 得               |           |           |                |              |                               |              | △100,178 | △100,178    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |                |              |                               |              |          |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | -         | -         | -              | -            | 699,506                       | 699,506      | △100,178 | 599,328     |
| 2022年3月31日 期末残高             | 1,180,897 | 295,224   | 995,821        | 1,291,045    | 4,030,550                     | 4,030,550    | △580,778 | 5,921,715   |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純資産<br>合 計 |
|-----------------------------|------------------|----------------|------------|
|                             | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 2021年4月1日 期首残高              | 288,724          | 288,724        | 5,555,380  |
| 会計方針の変更による累積的影響額            |                  |                | 55,732     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高           | 288,724          | 288,724        | 5,611,112  |
| 事業年度中の変動額                   |                  |                |            |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                  |                | △149,402   |
| 当 期 純 利 益                   |                  |                | 848,908    |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                  |                | △100,178   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 55,656           | 55,656         | 55,656     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 55,656           | 55,656         | 654,984    |
| 2022年3月31日 期末残高             | 344,380          | 344,380        | 6,266,096  |

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

アイエックス・ナレッジ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅谷 哲史  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 美晃  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイエックス・ナレッジ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

アイエックス・ナレッジ株式会社 監査役会

|       |   |   |    |   |
|-------|---|---|----|---|
| 常勤監査役 | 清 | 水 | 寛  | ㊟ |
| 常勤監査役 | 豊 | 田 | 一馬 | ㊟ |
| 社外監査役 | 石 | 黒 | 義昭 | ㊟ |
| 社外監査役 | 池 | 島 | 晃  | ㊟ |
| 社外監査役 | 藤 |   | 康範 | ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、安定的かつ継続的な配当を基本に据えつつ各事業年度に係る業績を勘案した成果の配分を行うとともに、情報サービス業界における急激な需要の変化や技術革新に対応した積極的かつ継続的な教育投資、技術開発投資を行い、会社の競争力を維持・強化するため内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。

かかる基本方針を踏まえ、第44期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、196,765,380円となります。

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現 行 定 款      | 変 更 案   |
|--------------|---|
| <p>(新 設)</p> | <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></li> <li>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></li> <li>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li> </ol> |

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役清水寛氏、豊田一馬氏及び池島晃氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1. 清水 寛 (1962年10月19日生)

再任

#### ■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

|          |             |         |                  |
|----------|-------------|---------|------------------|
| 1985年4月  | (株)アイエックス入社 | 2011年4月 | 当社取締役執行役員経営企画本部長 |
| 1999年10月 | 合併により当社入社   | 2013年4月 | 当社取締役管理部門担当      |
| 2006年6月  | 当社取締役総務部長   | 2019年6月 | 当社顧問             |
| 2009年4月  | 当社取締役管理部門担当 | 2020年6月 | 当社監査役(現任)        |

#### ■所有する当社株式の数 4,700株

#### ■選任の理由

清水 寛氏は、長年にわたり当社の要職を務めた経験から、当社の経営全般に関する幅広い知見を有しており、監査役として適任と判断し、候補者としております。

2. 宮野 吏 (1961年8月18日生)

新任

#### ■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

|         |                 |         |                 |
|---------|-----------------|---------|-----------------|
| 1985年4月 | 当社入社            | 2018年4月 | 当社執行役員第3事業統括本部長 |
| 2011年4月 | 当社品質ソリューション事業部長 | 2021年4月 | 当社経営企画本部長補佐(現任) |

#### ■所有する当社株式の数 3,000株

#### ■選任の理由

宮野 吏氏は、当社事業において責任者を歴任し、現在は当社の経営企画本部長補佐として管理部門を統括する本部長の補佐をする役割を担っており、監査役として適任と判断し、候補者としております。

3. <sup>たか</sup><sup>ぎ</sup><sup>しん</sup><sup>や</sup>高木真也 (1957年10月6日生)

社外

独立

新任

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

|          |                          |          |                                  |
|----------|--------------------------|----------|----------------------------------|
| 1980年 4月 | 日本電信電話公社（現日本電信電話（株））入社   | 2021年 6月 | ネットイヤーグループ(株) 取締役監査等委員会委員長（現任）   |
| 2008年 6月 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ中国代表取締役社長 | 2021年 6月 | (株)NTTデータ・スマートソーシング 監査役（現任）      |
| 2011年 6月 | (株)クニエ 代表取締役社長           | 2021年 6月 | (株)クニエ Executive Advisor（顧問）（現任） |

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 選任の理由

高木真也氏は、情報サービス業界・コンサルティング業界に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、これらが当社の経営の意思決定に有効かつ適切に活かされ、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと期待し、候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高木真也氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は高木真也氏の選任が本総会において承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、高木真也氏の選任が本総会において承認された場合には、同氏との間において、200万円又は会社法第425条第1項の規定に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする同法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第24回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含みません。)とご承認をいただいております。

今般、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せず無償で当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行又は処分を受けるもの(以下「無償交付方式」といいます。)、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行又は処分を受けるものといたします(以下「現物出資方式」といいます。)。無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の総数はあわせて年50千株以内といたします(なお、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当を含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものといたします。)

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で、無償交付方式又は現物出資方式をあわせて年額30百万円以内といたします(なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定いたします。)

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものといたします。また、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度であり、希薄化率は軽微であることから、相当なものであると考えております。なお、本議案に係る対象取締役の員数は、本株主総会終結時点で4名であります。これ

による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものいたします。

#### (1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役を退任するまでの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

#### (2)退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間(以下「役務提供予定期間」という。)の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3)譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、下記(5)「業績目標の達成による解除条件」を本割当契約に含める場合には、下記(5)において定めた条件も踏まえて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の



開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 業績目標の達成による解除条件

当社は、必要に応じて、本割当株式の譲渡制限に関する解除条件として、当社の取締役会においてあらかじめ設定した業績目標を達成することを条件（以下「業績条件」という。）として定め、業績条件を達成した場合には、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上





# 株主総会会場 ご案内図

会場：コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル  
2階「桜の間」  
東京都中央区銀座六丁目14番10号



## 交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 **東銀座駅 A1出口** より徒歩約**3分**
- 東京メトロ日比谷線・銀座線 **銀座駅 A5出口** より徒歩約**5分**
- **JR新橋駅 銀座口** より徒歩約**10分**

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきます。

## アイエックス・ナレッジ株式会社

〒108-0022 東京都港区海岸3-22-23

TEL.03-6400-7000 (代表) FAX.03-6400-7900

<https://www.ikic.co.jp>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。